

○経済産業省告示第十八号
中小企業信用保険法（昭

番号	名 称	住 所	市町村長又は特別区長に対して 定め中小企業者の認定を申請するこ とができる期間		
4179	4178	4177	4176	4175	4174
株式会社文楽	西株式会社ホテル関	ムトー株式会社	株式会社いづみ荘	東京ゼネラル株式会社	桜井鉄工株式会社
十七番地	兵庫県姫路市飾磨区野田町百二 十五号	愛知県名古屋市中区大須一丁目 十五番四十五号	静岡県伊東市岡広町二番二十一 号	北海道札幌市清田区平岡二条三 丁目九番一号	北海道札幌市清田区平岡二条三 丁目九番一号
一一	大阪府大阪市北区鬼我野町九番 八	平成十七年一月二十一日から平成十 八年一月十九日まで	平成十六年六月二十一日から平成十 七年六月二十日まで	平成十六年六月二十一日から平成十 七年十二月二十六日まで	平成十六年六月二十一日から平成十 七年十二月二十六日まで
一一	平成十七年一月二十一日から平成十 八年一月十七日まで	平成十七年一月十八日から平成十 八年一月十七日まで	平成十七年一月二十一日から平成十 八年一月十九日まで	平成十六年六月二十一日から平成十 七年六月二十日まで	平成十六年六月二十一日から平成十 七年十二月二十六日まで

○特許序告示第一号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第一号(特許庁以機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額)の一部を次のように改正し、平成十七年三月十五日から施行する。

○国土交通省告示第百五十四号

第一号中「二百万円」を「二十一万七千三百円」に改める。

第十二条の規定に基づき、告示する。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成十七年一月十一日付
けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）

○国土交通省告示第百五十四号

第一回中「二十万百巴」を「二十一万七千三百巴」に改める。

件の一部を次のとて改訂し
平成十七年三月二十五日から施行する

機関に対する手数料の納付のための「座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定期的に支拂うとする」の一部を次のように改正し、平成十七年三月十五日から施行する。

第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第一号（特許庁以外の国際機関に於ける特許登録の手続等）

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）

○特許庁告示第一号

417
木立の花火
十七番地
十八八年一月二十一日まで

平成十七年四月三十日
株式会社文穀

4178
西株式会社ホテル関
大阪府大阪市北区兎我野町九番
十五号
平成十七年一月十八日から平成十八年一月十七日まで

41
十五番四十五号
八年一月十九日まで

77 ムト一株式会社 愛知県名古屋市中区大須二丁目 平成十七年一月二十日から平成二十二年三月三十日まで

417
株式会社いこみ荘
号 静岡県伊東市岡広町一番二十
八平成十七年一月十四日から平成十八年一月十三日まで

十六年六月二日記
金子一

175 東京ゼネラル株式会社 東京都千代田区平河町一丁目五番二号 平成十六年六月二十一日から平成十七年六月二十日まで

41丁目九番一號　成十七年十二月二十六日まで

74 横井鉄工株式会社 北海道札幌市清田区平岡一
条三 平成十六年十一月二十七日

と定められた認定を申請する。この申請は、中小企業者の認定申請書(別紙)によることとする。

市町村長又は特別区長に対して付

平成十七年二月八日
経済産業大臣 中川 昭一

号の事業者を次のように指定する。

○經濟產業省告示第十八号

第F-301号	火災の危険の少ない家具及び備品(マットレス)	船舶用カラーフォームマットレス	株式会社イノアツクコーポレーション	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目13番4号
第46888号	作業用救命衣(小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの)	SS-1	藤倉航装株式会社	東京都品川区荏原2丁目4番46号

番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
F-244号	表面仕上材(表 面床張り材)	ダイナミックス ハイ・ソフト	大日本色材工業株 式会社	東京都練馬区豊玉北六丁目 5番15号
○圆十枚鋼扣合板四寸十ヶ印 新潟力スター工場	港5丁目256-3	新潟県北蒲原郡聖籠町東 字下田布施209番地の1	内燃機関の潤滑油ポンプ 排気タービン過給機	平成16年11月25日から 平成21年11月24日まで
大昇機械工業株式会社 本社工場	山口県熊毛郡田布施町大 字下田布施209番地の1	ボイラーの噴燃ポンプ 燃料油移送ポンプ ビレジポンプ	平成16年12月1日から 平成21年11月30日まで	
"	"	貯物油ポンプ	"	
"	"	内燃機関の冷却ポンプ	"	
"	"	消火ポンプ	"	
トーハツマリーン株式 会社 本社工場	長野県駒ヶ根市下平4495 番地9	船外機(連続最大出力が 74キロワット以下のもの に限る。)	平成17年1月7日から 平成22年1月6日まで	
○圆十枚鋼扣合板四寸十ヶ印 次事業場に係る船底板金(昭和八年法規第十一年)等に係る業場の認定に 依る、船底板金法の規定に據りて事業場の認定に属する規定(昭和四十八年運輸省令第十九号) 十一号第一項の規定に據りて、平成十七年一円七日を以て失効したので、同令第十一條の規定 に據りて、同様とする。	事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
トーハツマリーン株式会社 本社工場	長野県岡谷市神明町三丁目1番3号	船外機(連続最大出力が74キロ ワット以下のものに限る。)	認定に係る物件の範囲	同上